

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

### 新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新(旧)
<b>I 測量業務共通仕様書 1 総則</b>	<b>I 測量業務共通仕様書 1 総則</b>	
<p><b>1-17 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 <u>／身分証明管理表</u> (様式第1-7号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入り際には、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p><b>1-17 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 _____ (様式第1-7号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入り際には、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p>I-1-10 (I-1-10)</p> <p>■様式の変更 ○</p>

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)				(旧) 令和7年10月版				頁 新(旧)
様式一覧表				様式一覧表				I-1-20 (I-1-20) ■様式の変更 ○
様式 No.	名 称	備 考	頁	様式 No.	名 称	備 考	頁	
第1-1号	委託業務月報		I-1-20	第1-1号	委託業務月報		I-1-20	
第1-2号	打ち合わせ簿		I-1-21	第1-2号	打ち合わせ簿		I-1-21	
第1-3号	測量業務計画書		I-1-22	第1-3号	測量業務計画書		I-1-22	
第1-3-1号	作業実施計画表		I-1-23	第1-3-1号	作業実施計画表		I-1-23	
第1-3-2号	主要機器		I-1-24	第1-3-2号	主要機器		I-1-24	
第1-3-3号	作業の方法		I-1-25	第1-3-3号	作業の方法		I-1-25	
第1-3-4号	作業編成		I-1-26	第1-3-4号	作業編成		I-1-26	
第1-3-5号	作業員名簿		I-1-27	第1-3-5号	作業員名簿		I-1-27	
第1-3-6号	トランシット検定証明書		I-1-28	第1-3-6号	トランシット検定証明書		I-1-28	
第1-3-7号	光波測距儀検定証明書		I-1-29	第1-3-7号	光波測距儀検定証明書		I-1-29	
第1-3-8号	レベル検定証明書		I-1-30	第1-3-8号	レベル検定証明書		I-1-30	
第1-3-9号	鋼巻尺検定証明書		I-1-31	第1-3-9号	鋼巻尺検定証明書		I-1-31	
第1-4号	立会願書		I-1-32	第1-4号	立会願書		I-1-32	
第1-5号	段階確認願		I-1-33	第1-5号	段階確認願		I-1-33	
第1-6号	再委託承諾願		I-1-34	第1-6号	再委託承諾願		I-1-34	
第1-7号	身分証明書交付願 <span style="color: red;">/身分証明管理表</span>		I-1-52	第1-7号	身分証明書交付願 <span style="color: red;">_____</span>		I-1-52	
第1-8号	承諾願		I-1-55	第1-8号	承諾願		I-1-55	
第1-9号	借用返納書		I-1-56	第1-9号	借用返納書		I-1-56	



# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新 (旧)
<b>Ⅱ 調査業務業務共通仕様書 1 総則</b>	<b>Ⅱ 調査業務業務共通仕様書 1 総則</b>	
<p><b>1-16 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 <u>身分証明管理表</u> (様式第1-6号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p><b>1-16 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 _____ (様式第1-6号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p>Ⅱ-1-11 (Ⅱ-1-11)</p> <p>■様式の変更 ○</p>



# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新 (旧)
<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般</b>	<b>Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般</b>	
<p><b>1-16 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。          なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。          なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 <u>／身分証明管理表</u> (様式第1-8号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p><b>1-16 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受託者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。          なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。          なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 _____ (様式第1-8号) を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内 (休日等を除く) に身分証明書を委託者に返却しなければならない。</p>	<p>Ⅲ-1-11 (Ⅲ-1-11)          ■様式の変更 ○</p>

